

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

告 示

北海道告示第313号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

目 次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (総務課)	74
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (情報政策課)	75
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (食品衛生課)	75
○高圧ガス保安法による指定保安検査機関の指定…………… (環境・エネルギー室)	75
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)…………… (畜産振興課)	76
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課)	76
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	77
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	77
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	77
○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課)	77
○農地保有合理化事業規程の変更承認…………… (農業経営課)	77
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	77
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	78
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	78
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	78
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	78
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	79
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)…………… (住宅課)	79
○政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正…………… (財務指導課)	80
○北海道政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正…………… (財務指導課)	81
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正…………… (調達課)	81
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (職員事務課)	81
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	82
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	82
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	84

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 北海道庁本庁舎清掃業務 (8階から12階まで及び塔屋に限る) 一式
- (2) 北海道庁別館庁舎清掃業務 (3階から5階まで) 一式
- (3) 北海道庁別館庁舎清掃業務 (6階から8階まで) 一式
- (4) 北海道庁別館庁舎清掃業務 (9階から12階まで) 一式

2 落札を決定した日

平成26年3月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
ア 氏 名 キョウワプロテック株式会社
イ 住 所 福島県福島市五月町3番20号
- (2) 1の(2)から(4)まで
ア 氏 名 株式会社東洋美装
イ 住 所 札幌市白石区栄通7丁目5番17号

4 落札金額

- (1) 10,821,600円
- (2) 2,592,000円
- (3) 2,710,800円
- (4) 3,099,600円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

- (1) 1の(1)
平成26年2月7日付け北海道告示第90号
- (2) 1の(2)から(4)まで
平成26年2月7日付け北海道告示第91号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第314号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 北海道電子自治体共同システム運用保守業務 一式
- (2) 電子調達サービス利用契約 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成26年3月28日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社HARP
- (2) 住所 札幌市中央区北1条西6丁目1番2号

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 173,340,000円（うち北海道契約額 37,914,000円）
- (2) 99,688,320円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第315号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 随意契約に係る物品等の名称（1キット及び1袋当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) ニップブルBSE（1キット186検体分） 387キット
- (2) 採材用シリンダー（1袋100本入） 719袋

2 随意契約の相手方を決定した日

平成26年3月27日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社ムトウ
- (2) 住所 札幌市北区北11条西4丁目1番15号

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 84,000円
- (2) 3,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第316号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の規定により、指定保安検査機関を次のとおり指定した。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 名称

北海道エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社

2 代表者の氏名

代表取締役 小島裕昭

3 所在地

札幌市東区北丘珠3条3丁目2番16号

4 指定する地域

北海道内

5 指定する区分又は業務の範囲

- (1) 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第78条第4項で規定する特定施設の保安検査
- (2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第80条第4項で規定する特定施設の保安検査
- (3) コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第35条第4項で規定する特定施設の保安検査
- (4) 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造

のものに限る。)に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備(当該高圧ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。)に係る特定施設の保安検査

- 6 保安検査を行う事業所の名称及び所在地
北海道エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社
札幌市東区北丘珠3条3丁目2番16号
- 7 指定年月日
平成26年4月8日

北海道告示第317号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称(検査1回分当たりの単価)及び調達予定数量
牛ヨーネ病スクリーニング用エライザキット(ヨーネスクリーニング・プルキエ)
牛210,500頭分
- 2 落札を決定した日
平成26年3月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社サンアイ薬業
(2) 住所 帯広市白樺16条東5丁目11番地
- 4 落札金額
200円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年2月14日付け北海道告示第110号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道農政部生産振興局畜産振興課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第318号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称(1箱当たりの単価)及び調達予定数量
ヨーネジーン・KS(200検体/箱) 96箱
- 2 落札を決定した日
平成26年3月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 MPアグロ株式会社
(2) 住所 北広島市大曲工業団地6丁目2番地13
- 4 落札金額
308,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年2月14日付け北海道告示第111号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道農政部生産振興局畜産振興課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第319号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、篠津中央土地改良区から、次のとおり役員の内退及び退任の届出があった。
平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成26.4.1	理事	古谷陽一	石狩郡当別町字中小屋6321番地
同	同	同	池田修	同 新篠津村第44線北69番地
同	同	同	福井誠	樺戸郡月形町字篠津原野3842番地
同	同	同	茂手木利明	石狩郡新篠津村第38線北24番地
同	同	同	岡崎繁章	同 新篠津村第37線南8番地
同	同	同	山田富彦	江別市美原223番地の1
同	同	同	藤原雅史	石狩郡当別町蕨岱2317番地20
同	同	同	稲村勝俊	同 当別町字東裏967番地
同	同	同	岸田勤	同 当別町蕨岱2754番地
同	同	同	西脇雅彦	江別市篠津534番地
同	同	監事	南部隆志	石狩郡新篠津村第42線北77番地
同	同	同	鈴木敏昭	同 新篠津村第44線北63番地

同	同	同	事	字川和博	同	当別町字東裏1680番地1	
退	任	同	26. 3.31	理	池田修	同	新篠津村第44線北69番地
同	同	同	同	福井誠	樺戸郡月形町字篠津原野3842番地		
同	同	同	同	新海博吉	石狩郡新篠津村第40線北24番地		
同	同	同	同	古谷陽一	同	当別町字中小屋6321番地	
同	同	同	同	内藤三千男	同	新篠津村第35線南54番地	
同	同	同	同	山田富彦	江別市美原223番地の1		
同	同	同	同	稲村勝俊	石狩郡当別町字東裏967番地		
同	同	同	同	藤原雅史	同	当別町蔵岱2317番地20	
同	同	同	同	川村修	同	当別町川下763番地	
同	同	同	同	武田八郎	江別市八幡124番地の46		
同	同	同	監	事	南部隆志	石狩郡新篠津村第42線北77番地	
同	同	同	同	宇川和博	同	当別町字東裏1680番地1	
同	同	同	同	柳本克巳	江別市美原537番地		

北海道告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成26. 4. 4	網走川土地改良区
同 26. 4. 7	新ひだか土地改良区

北海道告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成26年4月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
風連東第1	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理	北海道上川総合振興局
東中第1	区画整理	同

北海道告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成26年4月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
門別	区画整理、客土、暗渠排水、農用地改良保全	北海道日高振興局
上福永	草地整備 [公共牧場中核型] (区画整理)	北海道宗谷総合振興局

北海道告示第323号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
幌延	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水施設、区画整理、暗渠排水)	平成25.11.11
ヤマウス	草地整備 [公共牧場中核型] (区画整理)	同 25.12.12
エサウシ	一般農道 [集乳農道]	同 25.12. 3
沼川	同	同 25.11.12

北海道告示第324号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第9条第1項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から申請のあった農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1	農地中間管理機構の名称	公益財団法人北海道農業公社
2	変更の内容	農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う変更
3	承認年月日	平成26年4月1日

北海道告示第325号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1	保安林予定森林の所在場所	礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ901地先・136・379
---	--------------	-------------------------------

・380の1・380の2・657・900（以上1筆地先6筆について次の図に示す部分に限る。）、311、405の1、405の2、712、901、字ヘウケトンナイ479

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 常呂郡置戸町字北光50の49、48の49・50の52・50の53・50の138・字置戸37の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、40の4、493

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び置戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 宗谷郡猿払村知来別2810の1・2810の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第328号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第329号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩市・白老郡白老町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 天塩郡豊富町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第330号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鳥牧村役場の掲示場に掲示した。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成26年北海道告示第283号
- 2 所在が不明な者 中山 勝利、本前 秀雄

北海道告示第331号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
道営住宅管理システム端末機器の賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日
平成26年3月14日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社HBA
(2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 落札金額
155,628円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年2月25日付け北海道告示第148号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道建設部住宅局住宅課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第332号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度道営住宅管理システム運用保守業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月24日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 日本電気株式会社
 - (2) 住所 東京都港区芝5丁目7番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
33,253,200円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道建設部住宅局住宅課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第333号

平成8年北海道告示第1337号（政府調達に関する苦情の処理手続）の一部を次のように改正する。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

前文中「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第20条の規定により、」を削る。
第1の1の事項中「政府調達に関する協定（以下「協定」という。）第20条3」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下「協定等」という。）」に改める。

第2の1並びに第3の1の(1)及び2の(2)の事項中「協定」を「協定等」に改める。
第3の2の(3)の事項中「終了させる」を「文書による通知によって終了させる」に改める。
第4の事項中「第5の5」を「第5の6」に改める。
第5の2の事項中「7日」を「10日」に改める。
第5の2のイの事項中「協定」を「協定等」に改める。
第5の4の(1)の事項中「2のア」を「3のア」に改める。
第5の7の(1)の事項中「10日」を「12日（道の休日を算入しない。）」に改める。
第5の7の(4)の事項中「当該関係調達機関」を「当該関係調達機関の長」に改める。
第5の7の(5)の事項の次に次の1事項を加える。
(6) (4)ただし書の通知があった場合には、委員会は当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。
第5の8の(14)の事項中「苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断」を「その判断」に改める。
第5の8の(15)の事項中「意見又は報告の陳述を公開するよう」を「意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を」に改め、同事項に後段として次のように加える。
この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、当該意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。
第5の10の(3)の事項中「供給者の」を「調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の」に、「供給者が」を「当該者が」に改める。
第5の10の事項を第5の11の事項とし、第5の2の事項から9の事項までを1事項ずつ繰り下げ、第5の1の事項の次に次の1事項を加える。
2 苦情の申立ての補正
委員会は、苦情の申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができるものとする。
第6の1の(2)の事項中「協定」を「協定等」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。
(3) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を検討結果報告書に付記することができるものとする。
第6の2及び3の事項中「協定」を「協定等」に改める。
第6の4の(2)の事項中「当該」を削る。
第7の2の事項中「その旨」を「、その決定の結果及びその理由」に改める。
第7の3の(1)の事項中「第5の10の(1)」を「第5の11の(1)」に改める。

第9の事項中「協定」を「協定等」に、「文書」を「文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）」に改める。

北海道告示第334号

平成8年北海道告示第1338号（北海道政府調達苦情検討委員会設置要綱）の一部を次のように改正する。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

第1条中「政府調達に関する協定（以下「協定」という。）」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束」に改める。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

第2条に次の1項を加える。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（議事録）

第7条 委員会においては、議事録を作成する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 委員会は、平成26年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化、開催実績等を勘案し、委員会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道告示第335号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成26年3月31日から適用する。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項岩見沢地域食品衛生協会の事項中「岩見沢地域食品衛生協会 有明交流プラザ出張所」を削る。

北海道告示第336号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 北海道庁物品託送業務（各単位当たりの単価）
- (2) 調達予定数量 メール便 90,288個
 宅配便 91,125個

2 落札を決定した日

平成26年3月28日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 佐川急便株式会社
- (2) 住所 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地

4 落札金額

- (1) メール便 全国 300グラム以内 70円
- (2) メール便 全国 600グラム以内 70円
- (3) メール便 全国 1キログラム以内 70円
- (4) 宅配便 北海道 2キログラム以内 340円
- (5) 宅配便 北海道 5キログラム以内 380円
- (6) 宅配便 北海道 10キログラム以内 420円
- (7) 宅配便 北海道 20キログラム以内 490円
- (8) 宅配便 北海道 30キログラム以内 570円
- (9) 宅配便 関東・信越以北 2キログラム以内 400円
- (10) 宅配便 関東・信越以北 5キログラム以内 450円
- (11) 宅配便 関東・信越以北 10キログラム以内 600円
- (12) 宅配便 関東・信越以北 20キログラム以内 750円
- (13) 宅配便 関東・信越以北 30キログラム以内 900円
- (14) 宅配便 その他 2キログラム以内 400円
- (15) 宅配便 その他 5キログラム以内 500円
- (16) 宅配便 その他 10キログラム以内 650円
- (17) 宅配便 その他 20キログラム以内 900円
- (18) 宅配便 その他 30キログラム以内 1,450円
- (19) 宅配便 東京23区航空便 2キログラム以内 700円
- (20) 宅配便 東京23区航空便 5キログラム以内 1,200円
- (21) 宅配便 東京23区航空便 10キログラム以内 1,700円
- (22) 宅配便 東京23区航空便 20キログラム以内 2,500円
- (23) 宅配便 東京23区航空便 30キログラム以内 3,400円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年3月14日付け北海道告示第194号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道出納局集中業務室職員事務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

- イ 住所 紋別郡遠軽町南町3丁目2-5
- (4) 1の(4)
- ア 氏名 株式会社朝鳥商店
- イ 住所 網走郡大空町女満別西1条4丁目1番23
- (5) 1の(5)
- ア 氏名 北海道エネルギー株式会社
- イ 住所 札幌市中央区北一条東三丁目三番地
- (6) 1の(6)
- ア 氏名 株式会社藤共工業
- イ 住所 紋別郡興部町字興部193番地の1
- (7) 1の(7)及び(8)
- ア 氏名 北日本石油株式会社
- イ 住所 東京都中央区日本橋蛸町1丁目28番5号

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第56号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月18日

北海道オホーツク総合振興局長 森 田 良 二

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|--|-----------------------|
| (1) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 87,400リットル |
| (2) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 26,200リットル |
| (3) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 17,600リットル |
| (4) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 11,700リットル |
| (5) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 7,600リットル |
| (6) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 14,200リットル |
| (7) 自動車ガソリン（J I S 2号） | 24,800リットル |
| (8) 自動車ガソリン（J I S 2号）及び軽油（J I S 1号、2号及び3号） | 26,800リットル及び3,000リットル |

- 2 落札を決定した日

平成25年3月8日

- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
- ア 氏名 網走アポロ石油株式会社
- イ 住所 網走市北3条東1丁目
- (2) 1の(2)
- ア 氏名 株式会社リョーユウ石油
- イ 住所 北見市三輪3丁目18番地
- (3) 1の(3)
- ア 氏名 遠軽ツバメ石油株式会社

- 4 落札金額

- (1) 155円
- (2) 155円
- (3) 153円
- (4) 154円
- (5) 154円
- (6) 154円
- (7) 155円
- (8) 155円及び138円

- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

平成26年1月24日付け北海道オホーツク総合振興局告示第3号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第33号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

平成26年4月18日

北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式

イ 実習船北鳳丸第二種中間検査工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 平成26年6月9日から同年8月8日まで

(入渠期間 平成26年7月10日から同年8月8日まで)

イ 平成26年6月9日から同年8月21日まで

(入渠期間 平成26年7月28日から同年8月21日まで)

(4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号及び平成26年北海道告示第11号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 総トン数700トン型船舶（鋼船）の修理能力を持っていること。

(5) 造船所内に乾ドックを有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年4月18日から同年5月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室内研修室兼船員室（送付による場合は、郵便番号041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室）

(2) 入札日時

ア 平成26年6月6日 午前10時（送付による場合は、必着）

イ 平成26年6月6日 午前10時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：jisshusen.12@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

(2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138-47-9592

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- (a) Training ship WAKATAKE-MARU Repair Service 1 set
- (b) Training ship HOKUHO-MARU Repair Service 1 set

B Bid tendering Date and time :

- (a) 10:00 A.M., June 6, 2014
- (b) 10:30 A.M., June 6, 2014

C Contact point for notice : Management Division, Oshima District Bureau of Education,
Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido, 041-8557 Japan.
Phone : 0138-47-9592

北海道教育庁留萌教育局告示第16号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成26年4月18日

北海道教育庁留萌教育局長 齊藤和利

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
A重油（北海道小平高等養護学校） 109,000リットル
 - 2 落札を決定した日
平成26年3月27日
 - 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 茂田石油株式会社
 - (2) 住所 旭川市住吉4条2丁目8番13号
 - 4 落札金額
89.70円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
平成26年2月14日付け北海道教育庁留萌教育局告示第3号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地
-